

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 17 年 12 月 22 日・東京都規則第 215 号

1 概要

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年東京都条例第 70 号。以下「条例」という。）の改正に伴い整合を図る必要があり改めるものである。具体的な改正内容は次のとおり

(1) 浄化槽の廃止届の規定の削除（第 5 条、第 5 号様式）

廃止届の規定が法第 11 条の 2 に、廃止届の様式が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「省令」という。）様式第 1 号に定められたことに伴い、規則から削除する。

(2) 商業登記法の改正に伴う字句の改正（第 7 条、第 10 条、第 6 号様式）

「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改正する。

(3) 参照条項の改正（第 18 条）

保守点検業者に対する報告規定が法第 53 条に定められたことに伴い、参照条項を「条例第 16 条第 1 項」から「法第 53 条第 1 項第 5 号」に改正する。

(4) 職員の身分を示す証明書の規定の削除（第 19 条、第 22 号様式）

保守点検業者に対し立入りする職員の身分を示す証明書が省令第 58 条で定められたことに伴い、規則から削除する。

(5) 浄化槽保守点検業者登録簿の改正（第 7 号様式）

様式の規格を A 4 版とし、裏面の「営業所立入検査等の記録」は、条例第

5条第1項に定める登録事項に該当しないため削除する。

2 施行期日

平成 18 年 2 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通電話 03(5388)3583

都庁内線 42-842